

FITNESS24 利用規約 (ご入会及び利用等に関する契約事項)

第1条(適用範囲)

本契約は、[FITNESS24/フィットネストウエンティフォー]として運営するフィットネスクラブ(以下「当クラブ」といいます)及びそれに伴う運営義務の利用に際し適用されるものです。

第2条(独立運営)

1. 当クラブは、株式会社FITNESS24(以下「当社」といいます) また当社と契約する法人あるいは個人(以下「FCパートナー」といいます)が経営するフィットネスクラブです。
2. 当クラブは、当社もしくはFCパートナーがその運営・管理をおこないます。

第3条(会員制度)

1. 当クラブは会員制とします。
2. 当クラブに入会を希望する者は本規約を承諾し、当クラブ規定の入会申込手続き・誓約書等(個人情報取扱同意書を含む)に同意の上、提出しなければなりません。

第4条(入会資格)

次の項目のいずれかに該当する者は当クラブの会員となることはできません。また、入会後も、該当する者の入場禁止または退場を命じ、除名することができます。

- (1) 本契約及び当クラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込を行う者が記載した会員と確認できない者
- (3) 暴力団または反社会的勢力関係者と当クラブや当社またはFCパートナーが判断したもの
- (4) 医師等により運動を禁じられている者
- (5) 伝染病、その他伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) 大声・奇声を発したり、非道徳的な言動で他の人間に迷惑をかけるもの
- (7) 飲酒等により正常な施設利用をできないことが認められた者
- (8) その他当クラブ・当社・FCパートナーが会員としてふさわしくないと判断した者
- (9) 18歳未満の方及び高校生

第5条(入館用QRコード)

1. 会員は、当クラブと入会契約を締結することにより入会が認められ、当クラブの諸施設の利用が可能となります。
2. 当クラブは会員に対し、会員の証明として入館用QRコード交付します。
3. 会員がクラブ諸施設に入る際は、入館用QRコードを提示するものとし、不携帯の場合は施設内に入場することはできません。
4. 入館用QRコードは本人のみが使用でき、他者は使用できません(会員が第三者に貸与することはできません。万一、入館用QRコード貸与が判明した場合は除名の対象となります)。

第6条(諸規定の遵守)

1. 会員は本契約(第23条により改正されたものも含む)及び施設内における諸規則、その他当社またはFCパートナーが定める規則を全て遵守するものとします。
2. 施設及び機器の使用の際は、記載の使用方法・慣例上のルールに従うこととします。また、施設の具体的な利用に関しては、当クラブの説明及び指示に従わなければなりません。
3. 会員は、施設を使用している際、いかなる営利活動・商業取引活動も行ってはけません。会員は他の会員もしくはその同伴者に対して個別トレーニング指導等の営業行為を行うことを固く禁じます。
4. 会員は、施設利用時にクラブが定める服装規定を遵守することとします。ジーンズあるいはジーンズタイプの服装、銀の付いたパンツ・ショートパンツ等は施設内で着用することができません。ファッション・タトゥーに類するワンポイント(直径15cm以内)の場合を除き、刺青の露出は禁じます。館内は土足厳禁です。上履き専用のトレーニングシューズに履き替えてご利用ください。ゴム草履等運動に不適合履物や裸足での施設利用は禁じます。
5. 会員は、施設内で大声を発したり誹謗中傷あるいは他の会員・施設スタッフ等、周囲の人間に対して暴力・嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁じます。
6. 施設敷地内は全面禁煙です。また飲酒や法律で禁止された薬物等を使用することを禁じます。

第7条(退会)

1. 会員が自己都合によって当クラブを退会する場合は、退会を希望される月の10日を期限に、当クラブ規定の退会手続きを完了しなければなりません。(電話等による申し出は受付いたしません)
2. 会費その他利用料等(以下「会費等」といいます)が未納の場合、上記第1項の退会手続き日までに完納しなければなりません。
3. 上記第1項の退会手続きは仮のものとし、当該手続き後に会費等の未納(当該手続きの前の分についての会費等か、当該手続きの後の分についての会費等であるかを問わない。以下本条において同じ。)が当社またはFCパートナーにおいて判明した場合には、その判明時点が退会日の前であっても後であっても、当該退会手続きは一切の効力を失うものとします。その場合、会員がさらに退会を希望する場合には、改めて第1項の手続きをしなければなりません。
4. 前項の規定にかかわらず、当社またはFCパートナーが指定する期限までに未納が判明した会費等を、当社またはFCパートナー指定の方法により支払った場合には、当社またはFCパートナーの判断により上記第1項の退会手続きを有効と扱う場合があります。ただし、一旦有効として扱った場合であっても、その後、さらに会費等の未納が当社またはFCパートナーにおいて判明した場合には、前項と同様に当該退会手続きは一切の効力を失うものとします。
5. 会費等は、退会日が月の途中でであっても全額支払わなければなりません。
6. 会員が自己都合により会費等を3ヵ月滞納した場合は、会員資格の停止及び除名処分となります。滞納分については全額現金または当クラブ指定の方法で支払わなくてはなりません。
7. 会員が、会費等やその他の債務を期日を過ぎても履行しない場合、当クラブはその会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、当クラブ指定の方法において請求できるものとします。その際に必要な振込手数料その他費用は、全て当該会員の負担とします。

第8条(移籍)

1. 当クラブから他の[加盟店]に移籍する場合は、事前に規定の手続き(移籍届)を行った上で移籍が可能となります。別途定める移籍登録手数料が必要となります。
2. 会員は、オプション利用として、ご入会登録日から31日目以降に、他の[加盟店]の利用が可能となります。※都内店舗の相互利用はできません。
3. 但し、登録店よりも他の[加盟店]を多く利用することはできません。60日に渡る調査の結果、会員が登録したクラブより、他の[加盟店]を主に利用している場合は自動的に多く利用している店舗へ移籍(登録店変更)となり、会費も移籍先店舗の金額に変更となります。移籍手数料につきましては、翌月の会費引落日に合算となりますので、予めご了承ください。
4. 会員の施設利用数の格差が顕著な場合、当クラブ及び[加盟店]は第3項の規定の適用について変更することができるものとします。

第9条(諸手続き)

1. 住所、電話番号等、会員が入会申込時に登録した内容に変更があった時は、直ちにメンバーサイトから変更手続きを行うこととします。
2. 当クラブより会員へ通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あるいはメールアドレス宛に行うものとし、そのように通知が発送されたときは、通知未達等発信後の責を負いかねます。

第10条(会員資格の停止及び除名)

1. 当社またはFCパートナーは、会員が次の各項目に該当する場合に、会員に事前に催告や通知をすることなく、会員資格を一時停止または当該会員を当クラブから除名することができるものとします。
 - (1) 第6条第1項に違反したとき
 - (2) 会員・当クラブ従業員に対する迷惑行為及び当クラブ内

での宗教活動・営業活動その他クラブの規定に反する行為によってクラブ内の秩序を乱し、または当クラブの名譽を著しく傷つけたとき

- (3)規約をはじめ、当社またはFCパートナーの定めた諸規則に違反したとき
- (4)会費等その他の責務を3ヵ月滞納したとき
- (5)入会時に当社またはFCパートナーに虚偽の申告をした、もしくは第4条に違反しているにも関わらず故意に申告しなかったことが判明したとき
- (6)当クラブの施設・什器を故意もしくは過失により破損したとき
- (7)その他、会員として著しくふさわしくない言動があったと当社またはFCパートナーが認めたとき

- 2.前項による会員資格停止中の会員または当クラブから除名処分となった会員は、当クラブ及び加盟店の施設を利用できません。その場合においても、会員は会員資格停止中の月会費を含む未納分の会費を支払わなければならないこととします。
- 3.第1項による会員資格停止中の会員または当クラブから除名処分となった会員に対し、当社またはFCパートナーは会員資格の停止期間中または除名後の会員について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還いたしません。

第11条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1)退会
- (2)除名
- (3)死亡
- (4)運営上重大な事由によって当クラブが閉鎖されたとき

第12条(会員資格の譲渡禁止等)

当クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡・貸与・売買・名義変更・質権の設定その他担保に提供する等の行為または相続その他の包括や継受はできません。

第13条(会費・手数料および利用料)

- 1.入会登録料は、当社またはFCパートナーが定めた金額とし、初回引落し時に支払うこととします。会員登録料は、理由を問わず返還することはありません。
- 2.会費は当社またはFCパートナーが定めた金額を当社またはFCパートナー規定の方法で支払うものとし、既納の会費は原則として理由を問わず返還することはありません。
- 3.会員は施設利用の有無に関わらず、本契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月まで会費や各種利用料等を支払わなければならないとします。

第14条(会費・手数料および利用料等の改定)

- 1.当社またはFCパートナーは、規定の会費・手数料や各種利用料等の改定を行うことができるものとします。
- 2.前項の改定を行う場合、当社またはFCパートナーは1ヶ月前までに会員に告知いたします。

第15条(営業日および営業時間)

当クラブの、営業日および営業時間については、別に定めるものとします。

第16条(施設の利用制限)

当社またはFCパートナーは、当クラブの管理において当社またはFCパートナーが必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限する場合があります。その場合、1週間前までにその内容を告示します。但し、気象・地震といった自然災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。また、これによって会費等の支払義務が減輕・停止されることはありません。

第17条(会員以外の施設の利用)

当施設は、当社またはFCパートナーが許可した特別な場合を除き、会員以外の施設利用はできません。

第18条(休業)

当社またはFCパートナーは以下の事由により、当クラブの施設全部または一部を休業する場合があります。

- (1)気象・災害等によって会員に危険が及ぶと当社またはFCパートナーが判断、営業が困難であると認めたとき
- (2)施設の点検・補修または改修工事をするとき
- (3)法令の制定・改廃・行政指導や社会経済情勢の著しい変化その他止むを得ざる事由が発生したとき
- (4)その他の事項において当社またはFCパートナーが休業するべきと判断したとき

第19条(施設の閉鎖・変更)

当社またはFCパートナーは以下の事由により、当クラブの施設全部または一部を閉鎖・変更する場合があります。

- (1)気象・災害等によって会員に危険が及ぶと当社またはFCパートナーが判断、営業が困難であると認めたとき
- (2)法令の制定・改廃・行政指導や社会経済情勢の著しい変化その他止むを得ざる事由が発生したとき
- (3)その他の事項において当社またはFCパートナーが閉鎖・変更するべきと判断したとき

第20条(賠償責任)

当クラブ内で発生した紛失・盗難・傷害その他事故等について当社またはFCパートナー及び当クラブ運営に係る関係者は、一切の責任を負いかねます。会員は会員自身の過失や故意により当クラブの施設もしくは第三者に何らかの損害を与えた場合、直ちにその賠償責任を果たさなければなりません。

第21条(解散)

- 1.当社またはFCパートナーは止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることによって当クラブを解散できることとします。
- 2.解散の理由が自然災害・公権力の命令や強制その他の不可抗力である場合は、3ヶ月前という予告期間を短縮することができます。
- 3.当クラブが解散した場合、当社またはFCパートナーは会員に対して特別な補償を行うことはありません。

第22条(通知予告)

本規約及び当クラブの諸事情に関する通知・予告は、当クラブ規定の場所に提示する方法で行います。

第23条(本規約その他の諸規則の改定)

当社またはFCパートナーは、本契約・細則・利用規定その他当クラブの運営・管理に関わる諸事項を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されることとします。

第24条(適用方および専属的合意管轄裁判所)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社またはFCパートナー間で訴訟の事態が発生した場合、[東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所]とします。

第25条(正本)

当社またはFCパートナーは、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができます。但し、外国語との対訳形式による規約について、日本語の規約と外国語の規約で内容が一致しない場合は、日本語の規約を正本とすることとします。